

府政経シ第 50 号
総行地第 16 号
平成 29 年 1 月 31 日

各都道府県 PFI 担当部長 殿
市町村担当部長 殿
各政令指定都市 PFI 担当部長 殿

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）（公印省略）
総務省大臣官房地域力創造審議官（公印省略）

PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の策定及び運用について（要請）

平素より内閣府及び総務省の施策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様な PPP/PFI 手法を拡大することが必要となっております。

このため、人口 20 万人以上の地方公共団体におかれましては「「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」について（要請）」（平成 27 年 12 月 17 日府政経シ第 886 号総行地第 154 号）を踏まえ、平成 28 年度末までに優先的検討規程を策定いただくようお願いしております。

一方、「PPP/PFI の実施状況等に関する調査について（依頼）（平成 28 年 10 月 5 日府政経シ 851 号総行地第 156 号）」の結果によれば、平成 28 年度中に優先的検討規程を策定する見込みの人口 20 万人以上の地方公共団体の割合は 86.2% となっています。全ての人口 20 万人以上の地方公共団体におかれましては、平成 28 年度末までに確実に優先的検討規程を策定していただきますよう改めてお願いいたします。また、その他の地方公共団体におかれましても、必要に応じて同様の取組を行っていただきますようお願いいたします。

優先的検討規程の策定に当たっては、参考となる「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引」等を下記内閣府ホームページに掲載しておりますので、活用していただきますようお願いいたします。

http://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/shishin_index.html

さらに、内閣府においては、優先的検討規程を運用する際に参考となる「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程運用の手引」を別添のとおり作成いたしましたので、活用していただき、実効ある優先的検討の仕組みの的確な運用をお願いいたします。

各都道府県市区町村担当課におかれては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について御連絡いただくとともに、適切な御助言をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。